

平成 17 年度 第 5 回 規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 17 年 7 月 1 日 (金) 10:00 ~ 11:30

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、志太勤、南場智子、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦、安居祥策各委員、安念潤司、福井秀夫各専門委員

(事務局) 林内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、岩佐企画官、原企画官、丸山企画官、菱沼企画官

4 . 議事次第

中間とりまとめについて (素案審議)

5 . 議事概要

宮内議長 おはようございます。それでは、定刻でございますので、ただいまから第 5 回目の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は、10 名の委員、それから 2 名の専門委員に御出席をいただいております。当会議は、これまでどの分野に重点を置いて検討を行うかについて審議してまいりました。今回と 7 月中旬に予定しております次回は、7 月末に中間とりまとめを行うということを目標にいたしまして、これらの重点検討事項について、会議としての問題意識や、推進すべき具体的な施策について、引き続き審議を行いたいと思います。

また、中間とりまとめは、あくまで中間とりまとめでありまして、推進会議として、年末の答申に向けた本年度の取組みの方向性、内容を対外的に打ち出すというのが 1 つの趣旨でございます。後半戦の各省庁との折衝においてもベースとなるものでございます。

したがって、現状のやりとりに余りこだわりまして、例えば、中途半端な打ち出しということになりますと、先々禍根を残すということになるかもしれません。したがって、規制改革の観点から必要な施策をきっちりと盛り込むということが必要でございます。

そのために、合意が得られない場合は、各省庁の反論の論拠等の論点、これを明確にしていくということも中間とりまとめにおいては必要かと思っております。その辺を是非御考慮いただきたいと思っております。

それでは、議事に入らせていただきます。

お手元の資料「中間とりまとめ (素案) 」をごらんいただきたいと思っております。これは、各ワーキンググループにおいて、担当主査を中心に作成していただいた案文の本日現在のものがございます。

本日は、主査の皆様から内容の御説明をいただきまして、それに基づいて意見交換を行います。説明は素案に沿いましてお願いいたします。主査が御欠席の場合は副主査、もしくは事務局よりお願いいたします。

それから、ここのところちょっと続いておりますが、中間とりまとめに向けた調整過程の資料であるという性格と、この内容が万が一、対外的に明らかになった場合の今後の進め方に与える影響、そういうことを考慮いたしますと、本日の段階の素案につきまして公表することはなかなか難しいと存じます。会議終了後、申し訳ございませんが、回収をさせていただきたいと思っております。その辺につきまして、よろしく御了解いただきたいと思っております。

また、議事要旨につきましても、やはり本日の議論がすぐに出るということはまずいかと思いますので、当分の間、非公表とさせていただきたいと思っております。

それでは、横断的の制度整備ということで「市場化テスト」について、八代総括主査から始めていただきまして、いつものとおりでございますが、最後に農業・土地住宅分野という順序でさせていただきたいと思っております。

これもいつものとおりでございますが、1項目5分ぐらいでおまとめいただければありがたいと思っております。

それでは、八代総括主査からお願いいたします。

八代総括主査 ありがとうございます。最初に「市場化テスト」の本格的導入による官業の徹底的な民間開放というところでございますが、これはこれまでどおり御説明したとと基本的には変わっておりませんが、細部を詰めるために、今、連日ワーキンググループをやっております。

1ページ目でございますが、まず、大事なものは日程であるわけですし、骨太の方針でも明確にされましたように「『公共サービス効率化法（市場化テスト法）案』（仮称）」を平成17年度中に策定し、国会に提出すると。それによって、18年度からの本格的導入に向けて速やかに制度の整備を図る。これが一番大事な点でございます。

同時に、どういう内容の法律にするかというのが下に書いてありまして、既に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画におけるガイドラインに規定されているような一連のプロセスを内閣主導で実現する法制度とすべきである。

つまり、当然ながら規制改革と連動した形での「市場化テスト」でなければ意味がないという点で、今のモデル事業とは基本的に異なるものであるということでございます。

同時に、②でございますが、公共サービスの徹底した情報開示とすべての実施プロセスの監視等を行う強力な第三者機関を設置するという点で、実は「等」にかなり強い意味が入っております。

単なる監視だけではなくて、第三者機関というのが、いろいろ入札とか、情報開示等も含めた、かなり厳しい厳格な基本方針を定めると。その基本方針を通じて、現実の「市場化テスト」のプロセスをきちんと遂行させるような仕組みをつくるということが非常に

大事であります。

あとは、従来どおり言ってきた点でございますが、2ページ目にありますように「以下を主な内容とする、市場化テストを推進するための一本の法律」ということですが、これは特区法と同じような形で、1つの法律の中でそれぞれ「市場化テスト」に必要な各省の法律の特例措置を網羅したようなもの、そういうイメージでの法律を是非つくりたいということで、そこに①～⑥に書いてありますような基本的な状況が入っているわけでありませう。

(2)であります、「市場化テスト法」の制定後も、毎年度民間事業者からの提案を幅広く受け付け、基本方針の改定を行う。これは今の特区法がまさにそういう形になっておりまして、どういう規制の特例措置をつくるかというのは、ポジリストで行かざるを得ないわけで、ポジリストをできるだけ毎年増やしていくというのが大事でございます。

既に、今回のあじさいの提案、昨日締め切られたわけですが、この中で後でいろいろ御報告があると思っておりますが、「市場化テスト」を含む民間の開放の要望が既に130増えている。これははかり方によるけれども、実態はもっと多いわけですが、提案が出ておりまして、民間から非常に強い期待を受けているという一つの証拠ではないかと思っております。

こういう民間提案に基づいて、幅広く「市場化テスト」を実現していくというのが、この会議の課題で、それを中間答申に明確に書きたいと考えております。

以上でございます。

宮内議長 いつもものとおりに、最後まで御報告いただきまして、意見交換をさせていただきたいと思っております。

次は、官業の民間開放の推進、規制の見直し基準の策定等ということで、鈴木議長代理、それから原委員、是非お願いいたします。

鈴木議長代理 それでは「2.官業の民間開放の推進」。再三申し上げておりますので、簡単に申し上げます。

これは、昨年やりました官業の民間開放促進の今年度版でして、対象としております官業としては、官業そのもの、独立行政法人、それから特別の法律によって設定された指定法人の三者を対象としております。

基本的な考え方は、これらが民営化できないのか、あるいは民営化できない場合であっても、包括的な業務委託ができないのか、この民営化とその2つを併せて「民間開放」という用語を使っておりますけれども、これを目指していくということです。

ジャンル分けをして、それぞれ担当していただいてやっていくというので、既に指定法人についてのヒアリングは、第一ラウンドは終わっております。今後、独立行政法人等々に進んでいく予定です。

以上が官業の民間開放の推進の問題です。

続いて「3.規制の見直し基準の策定等」について御説明申し上げます。ここに書いて

ありますが、これは今後もう少しブラッシュアップしていきますが、簡単に考え方を申し上げますと、せっかく行政手続法というものがあって、行政指導には法的拘束力はないということが明確になっているにもかかわらず、ほとんどそれが現実には使われていない。

それから、皆様方がやっておられる規制緩和の問題というのは、ほとんどが通知、通達のたぐいに基づく規制の緩和をやっているのであって、法に挑戦するということは、かなりまれなケースであるというのが実態なのです。

だから、個別の法律、通知、通達に基づく規制の善し悪しを議論して、規制緩和を図っていくというのはそれはそれとして結構ですが、しかし、およそかくがくしかじかの形式のものについては拘束力を持たないのだ、従うも、従わないのも相手方の判断によるのだという点を、これを横断的に串刺して、分類基準によって仕分けることができるとするならば、それに入らない規制は拘束力を持たないということになるわけですから、極めて簡単な規制整理手法であると、こういうところにポイントがあるわけです。

そのためにどうするのかというと、法的な拘束力を持つものについては、ここでは行政基準という言葉を使っておりますが、この言葉については、今後もう少しわかりやすいのに直すつもりでありますが、こういうものは、法律または政省令になるべくもっていくようにしてもらいたい。

それでは、法律、政省令に入っていないものは、すべて行政指導的に考えて、法的拘束力を持たないと仕分けできるのかという、必ずしもそうは行かないわけですし、そうはいかないものが、今、日本の中で蔓延しておるわけですから、そうしたらそのところで法的拘束力を認められるものと、認められないもの、このジャンルをはっきり分ける、要するに入れる箱を分けるというわけです。

そして、その中で法的拘束力を認められるものについては、入り口条件をはっきりさせる、それが法律または政省令にもっていけないのかとか、手順・手続にパブリック・コメントなどをしたかどうかとか、そういうような入り口基準を厳しく定めて、そのうえで拘束力があるということをはっきりさせていくことにしたいと思っているわけです。

そこで、これらに入らないものについては、これはいわゆる行政指導として法的拘束力を持たないということ、その通知・通達なりに明記させるということです。そういう通達・通知などは、括弧して、これは法的拘束力を持ちませんというレッテルを張れということです。そのような形で処理をしていくことによって、きちんとした手続とか内容がはっきりしており、当然それについて拘束力を持たせてもよろしいというものについては、厳格な審査のうえで認めるとともに、それ以外のものについては、拘束力がない旨を明確にするというのが基本的なコンセプトです。ただ、表現、用語、どういう言葉で言ったら国民にわかりやすいのかということについては、まだ検討すべき問題がありますので、今後それについて鋭意詰めていきたいということです。

概要についてはそういうことです。あとは原さん。

原委員 特に補足する点はございませんけれども、一番最初の官業民営化に当たっては

ヒアリングを今ずっと重ねております。

それから、今、鈴木さんの方から通知、通達についてこういう整理をしますというお話があって、文言について、まだ検討中というお話をなさったんですが「3. 規制の見直し基準の策定等」の4ページに「② 行政基準」という言葉をとりあえず出してあります。この言葉で誤解がないか、そういうようなところを今検討というんでしょうか、併せて精査しておりますので、またいいアイデアがありましたら、是非お寄せいただきたいと思っております。

以上です。

鈴木議長代理 ついでに言いますと、この分野は、まだ学問的に必ずしも定説があるわけではありませんから、だから我々がここでつくって、それが、これは当然法制化しないといけない問題だと思っておりますが、そうすると、それが正式な名称ということになりますので、今のように名づけ親になっていただく方を募集いたしておりますから、よろしく願います。

宮内議長 ありがとうございます。

次に、横断的重点検討事項の分野に入ります。少子化対策ということで、これは八代総括主査からお願いします。

八代総括主査 本日は、白石主査が御欠席なので、代わりに御説明させていただきます。

少子化対策は、もう既に何回も御説明しましたように、これは実は規制改革、制度改革の問題であるということが十分に認知されていないこともあって、是非これを強調していきたいということでございます。

それで、大きく分けて以下にありますように、働き方の改革、これはどんどん多様な働き方が増えてくるのに対して、従来の画一的な働き方を前提としたさまざまな労働法の在り方が問題になっているということ。

もう一つは、従来型の福祉として考えられている保育所を、保育サービスという形に改善していくための制度改革という2点からなっております。

それで、働き方の方は、具体的施策として、これは昨日厚生労働省と意見交換をしたわけですがけれども、大きく分けて2つございまして、1つは労働時間規制の適用除外の制度改革という形です。今の労働法というのは、基本的に工場法の考え方から来ていますので、深夜働く場合は、基本的には割増賃金が必要だというような考え方に立っているわけですがけれども、現在のサービス業ですと、例えばコンビニのように3交代で働いている場合があるわけで、最初から深夜だけ働くということについて、それほど抵抗を覚えないような人たちもどんどん増えているわけでありまして。最初から深夜を一律何十%の割増賃金にするというやり方ではなくて、より労使の自由な交渉で決めていくということも大事なのではないかと。

それによって、例えば昼間だけ働く、あるいは早朝だけ働くというような多様な働き方の人たちもまた増やすことができるのではないかと。それがまた育児と仕事の両立を可能に

するための1つのやり方ではないだろうかということでもあります。

ほかにもあると思いますが、イグゼンプションの問題等もありますが、とにかく硬直的な労働時間規制というのが1つの多様な働き方を妨げているという考え方があります。

2番目は「派遣労働をめぐる規制の見直し」ということで、今の子育てと仕事の両立を妨げている一番基本的な問題は、やはり企業内労働市場と申しますか、従来の男性が働き、女性が家事、子育てをすることを前提としている一種の日本的雇用慣行というのがあるわけですが、これを法律で保護しているという仕組みがあるわけです。

それに対して派遣労働というのは、職種別労働市場の典型的な分野でありまして、ある意味で、こういう派遣労働の市場がもっと発展するというのが、より労働者にとって多様な働き方をするための選択肢を広げるという面があるわけでありましてけれども、この派遣労働というのが、これまで非常にまま子扱いにされてきた。つまり、日本的雇用慣行であります、いわゆる正社員の働き方に対して劣った働き方であって、言わばよい働き方を守るために、こういう派遣労働の働き方というのは制限しなければいけないという考え方が強いわけで、それを基本的に対等な働き方に変えていくということです。

具体的に申しますと、労働者派遣における事前面接の解禁ということで、それから派遣労働者が一定期間を過ぎますと、正社員になるための雇用契約の申し込み義務というのが課せられているわけです。これは派遣元に正社員として雇われている常用労働者についてまで強制されているという非常に不思議な仕組みでありまして、そういう雇用契約の申し込み義務が、むしろ派遣労働者の雇用を不安定にしている面もあるというような視点であります。

それから、複合業務というのは細かい話でございますが、派遣労働者が決められた業務とそれ以外の業務、例えば電話番ということをやったときに、それが1割以上になると、途端に違反であるということで摘発される。そうすると、基本的に直ちに職を失ってしまうというような、だれのための法律かというような面があるということでもあります。

あとはいろいろございますが、とにかく基本的に派遣業務のこういう制約というのは、職業選択の自由を妨げるものではないのかというような視点で書く予定であります。

2番目は、保育サービスということでありまして、5ページ以下でございますが、保育サービスを利用者が、ニーズに応じて自由に選択できる環境の整備で、直接契約方式の導入であるとか、保育料の設定方式の適正化、それから利用者に対する育児保険も含めた直接補助方式の導入というような3つの視点を考えております。

あと、情報公開の促進とか、幼保総合施設の在り方等についても言及したいと思います。

今日お配りしているのは、まだ暫定版でありまして、いろいろ専門家の意見も聞いてこれから更に内容を充実した上で厚生労働省と意見交換をしたいと思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

次は、生活・ビジネスインフラの競争促進ということで、鈴木議長代理と、神田委員の

分につきましては、菱沼企画官にお願いいたします。よろしく申し上げます。

鈴木議長代理 それでは、私の関係します方の第1番目は「3. 通信と放送の融合に対応した競争環境等の整備」です。

これに関しましては、前回までに申し上げておりますけれども、現在はかつてと違って、コンテンツ、インフラともに両者の間の垣根というのが非常に接近したところか、同じインフラの上を幾つかのコンテンツが走っている時代です。トリプルプレーヤーとか、クワットロプレーヤーというような言葉が使われているのは御承知のところですよ。

そうしたら、それにふさわしい新しい仕組みが必要ではないかと。こういう視点で、現在、鋭意各関係者の意見を聴取中です。したがって、現段階においては、鋭意勉強中ということをお願いいたします。

続いて「4. 保安四法における検査の合理化」ですけれども、保安関係につきましては、4つの法律があって3つの省庁が絡んでおります。消防については消防庁、高圧ガス容器については経済産業省、それからボイラーのたぐい、圧力容器については厚生労働省と、それぞれがやっているわけです。

これは昔からそれぞれが同じものを同じように認めるのではないのかということで、重複規制と言われていたわけですが、よく話を聞いてみますと、必ずしも同じことをやっているわけではなく、その間の基準の統一、あるいはその検査結果の利用というのは、さすがにある程度進んでおるわけですが、一番肝心なのは何かというと、自主検査にそれをゆだねておるところと、そうでなくて、立ち会って開けて検査をするという具合に検査内容がばらばらになっている点が問題です。

一番影響度が高いのは高圧ガスですけれども、ここは自主検査によっている。これは1メガパスカル以上の圧力の容器ですが、それ以下で大気圧以上の圧力容器が厚生労働省の守備範囲に入ってくるわけです。これは同じ工場の中に2つを持っているものもあれば、例えば圧力容器というと、風呂屋とか、ナット屋、クリーニング屋に至るまでというので、そういうので対象が少し違うし、または同じだということです。

一番の問題は、1メガパスカル以下のいわゆるボイラーのところか、ほぼ完全な回封検査ということになっており、そうしますと、高圧ガス保安法によって自主検査をしているところであっても、それ以下の、つまり危険度の少ない機器のために工場をストップして、その検査を第三者によって受けなければならないということになるわけですから、何のために高圧ガスが自主検査に移行したのかという問題が生じる。これが一番の問題であるわけです。

したがって、目指す方向は、まず、3つの法律における自主検査という問題。この問題を取り上げて、これを共通化していけば、現在の問題のほとんどは解決される。勿論、そのほかにもいろいろな問題がありますが、こんなところがポイントであるわけですし、その方向で問題を考えていきたいと考えております。

次に環境ですが、現在の循環型社会形成推進基本法においては、なるべく循環利用して、

ごみとして捨てるのは最後の手段とする、それが省資源化に資するし、燃やすことによる環境破壊も起こらないという基本的な考え方に立っているわけです。

しかし、現在の法制はどうなっているのかというと、本来そういう意味では廃棄物の発生をまず抑制する、そして排出を抑制する、そして排出せざるを得ないものでも循環的に利用する、どうしてもならないものは適正処分をする。これが今日の原則であるべきだと思われるが、それが逆転しているのではないか。つまり、現状は、まず処分が優先されて、循環という概念はそれより後の話になってくるとい状況があるのではないのか。だから、この順番を変えていこうというのが基本的な考え方です。

そこで、廃棄物の定義を見直さなければいけないというのが1つの問題。廃棄物の定義は無価値物だとか逆有償物ということになっている。新聞紙でも、これはお金をくれるわけですけれども、需要がないときには、引取料を払う。これを逆有償と言っているわけですが、そういうふうになると、一律にすべて廃棄物の扱いになって、それは燃やさなければならぬということになっているわけです。そのために、業の許可とか、施設の許可とか、あるいはこれは市町村がやっておりますけれども、その広域にまたいではいけないという幾つかの規制がかかってくる。

したがって、廃棄物の定義について、それがもし再資源化が可能であるものであるならば、それは廃棄物にはならないのだという考え方で見直す必要があるのではないのかというのが第1点です。

廃棄物につきましては、産業廃棄物という、特定の者について特定の事業者に対して、自己責任による処理ということになっている分野があり、そのほかの廃棄物は一般廃棄物として市町村が管理するというのが現在の仕組みですが、しかし同一物について、例えば産業廃棄物に該当するものについては、排出者が処理するということになるわけですが、同じもので、産業廃棄物の排出事業者以外のものである場合には、一般廃棄物だから燃やさなければなりません。こんなふうになっているわけですし、ここら辺の廃棄物の区分という問題について少し見直さないと、何でもかんでも燃やしてしまおう、再資源は後、再利用は後の話だということになり、循環という問題が解決しないというのが基本的な視点です。

その他、再生利用認定制度、広域認定制度の適用だとか、その他の問題は、ここに書いてあるとおりでして、こういう問題について審議をしていきたいと考えております。

もう一つ、事務局に聞きたいのですが、法曹人口の大幅拡大等に関する問題意識が、このペーパーでは見当たらないが、どうしたのですか。

岩佐企画官 法曹人口のものは、来週月曜日がヒアリングでございますので、ヒアリングを踏まえて文章の方は入れていく予定でございます。

鈴木議長代理 ヒアリングしていないからここに入れていないということですね。

岩佐企画官 そうでございます。まだ法務省に投げている段階です。

鈴木議長代理 ではそういうことで、ヒアリングした後にリストアップさせていただき

ますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

菱沼企画官 神田主査担当分でございます。

これまでの本会議で御議論いただきました内容を踏まえて、6月15日のワーキングで検討を行っております。具体的には次の2点でございます。

1点目は「1. 金融サービス（投資）法制の横断化」ということで、資本市場分野の全体を横断的にカバーできるような投資者保護法制・市場ルールを構築するという点。

2点目、次のページでございますが「2. 独占禁止法違反行為への厳正、迅速な対応」ということでございまして、現行の法制にも見直すべき点がないわけではないということ、具体的には景品を付した商品等の販売や低価格での販売の規制について見直しを求めるものでございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは「3. 外国人労働（移入・在留）」ということ、安居委員からお願いいたします。

安居委員 私の方では、この前も御説明しましたが、若干中期的なテーマと、目先のテーマと両方追いかける格好になっております。

ここに書いております「問題意識」というのは、どちらかというと、中期的な見方で、1つは入ってきた外国人のフォローアップをきちんとするというところで、後で（1）に出てまいります、法務省がICカードを使った外国人の登録カードということに動き出しておりますので、これが1つ。

もう一つは、そういうフォローアップ体制はきちんとできるということを前提にして、もう少し外国人をたくさん入れていくということを検討したいということで、今は高度人材と、単純労働と2つしかございませんが、真ん中の層ということを考えて検討していこうと思っております、若干まだ「問題意識」の文言はもう少し整理することになると思いますが、そういうのが問題意識でございます。

「（1）在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」。これが先ほど少し触れました、入るときにICカードをつくって、そこに情報を入れていくということと、指紋等も取って、きちんとした管理体制をつくっていくということでございますが、今のところ、法務省はどちらかというと、法務省の中だけで完結するようなシステムを考えておりまして、ちょっとそれではまずいといえますか、例えば実際、国内で動きがあるのは市町村が絡むものですから、そういう点で市町村に絡んでもらわないといかぬと。

それから、雇うという意味では、各企業にもやはり責任があるわけですし、そのことを含めて、これはまだすぐということではございませんけれども、1つずつステップを進めていくというのが（1）でございます。

（2）以降が、できるだけ早くということで、今、話しをしておりますが、1つは外国人労働者の高度な労働者の受け入れをもう少し増やしていく、あるいは資格を広げていく

ということでございまして、これは例えばEPAにも絡むんですけれども、タイのクックさんの資格が、今、10年になっております。これを5年ぐらいにならないかとか、あるいは昨年はフィリピンの看護師さんの問題をやったわけですが、介護士について、今、この資格に入っておりませんので、それを入れるとか、そんなことを含めてやろうとしております。

3つ目が、海外の企業と日本の企業が契約をして、その契約に基づいて海外の人が日本に来て日本で仕事をするということについて、今のところは、そういうカテゴリーのビザがございません。90日以内の短期で来るということ。その場合、だれが管理するとか、いろんな問題がございます。

今、一応法務省で検討していただいているのは、長期ビザを出そうかということでございますが、今度は厚労省の方からは、それを管理する人が要するという話が出てきて、ちょっとややこしいんですが、2人以上入れると、1人を管理者にしろという話、これはちょっとおかしいので、できたら日本の会社に海外の会社が委託をして、日本の会社の人を派遣してきた人を管理するという形にならないかということで、今、話を始めているところでございます。

4つ目と5つ目は、従来から進めている話の延長でございますが、4番目は、それぞれの国での領事館で発給する査証について、できるだけベースといいますか、標準をオープンにしてほしいということでございます。

それから、永住許可条件についても、昨年からサンプルといいますか、ケースをインターネットでオープンにしているんですが、まだ数が少のうございます。これを増やしてもらってガイドラインの方へ結び付けていくという形の話をしている。こんなことでございます。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、個別重点検討分野でございます。まず最初に、医療分野を鈴木議長代理からお願いいたします。

鈴木議長代理 医療分野ですが、第1番目は、医療機関情報だとか、診療情報の開示義務ということで、去年も取り扱った問題ですが、これを更に詳細なものにして、具体的に実際に行われるようなものにしていこうというのが基本的な考え方です。

問題としては、医療の開示の中には、いわゆる広告という手段もありますけれども、その広告という手段については、下の方にも書いてありますが、勿論大きく広げていくというのは当然であって、現在はポジティブリストで指定されて、こういうことをやってよらしいとなっておりますが、原則ネガティブリスト化すべきだということにしています。

広告という問題はそういうこととして、現在必要なのは医療機関について、これこれと定めた項目については医療機関自らが開示をするオブリゲーションを課することが必要ではないかという点です。

どういう内容のものを医療機関は開示する義務を持つのかというので、幾つかの項目を並べてあります。これをもう少し整理して類型化を考えるつもりですが、大体そんなアイデアで、このような事項については公開を義務づけるという考えで進めたいと考えております。

第2点は「保険者機能の充実・強化」でして、保険者機能の強化・充実というのは、医療界を活性化するために一つの重要な武器として考えたつもりですが、肝心の保険者が笛吹けども踊らずという状況が続いてきた。それは保険者の側にも責任があるけれども、規制の側にも責任が大いにあるということとして、例えば保険者がレセプトの直接審査、支払いをしようとしても、医療機関との合意が必要になってくるというような点があるわけとして、このことが通達のたぐいで決められている。

本来、健康保険法は審査、支払いは保険者の機能だと書いてあるが、それをスタートと同時に支払い基金で審査・支払をするといって、その機能を奪った。奪ったものを復活したら、今度は合意が必要とするという。これはまさしく、さっき言った、見直し基準の問題ですけれども、通知・通達で法を否定したという典型例として、こういうものが実は我々が苦勞して相手にしている規制というものの大層を占めている。

そのような問題などについて、直接契約に対する合意要件というものの、これは現段階では合意を求めるのにあるやむを得ない技術的な理由があるというわけですが、しかし、それをまるで医者が嫌といったら、そしたら直接審査はできないというような医者の拒否権にすり変えているわけです。そういうような点を是正していく。これは調剤薬局と保険者の直接審査支払いについても全く同じで、昨年はやむを得ずスタートのために医療機関の合意というものを入れましたけれども、こういうものを不必要にしていく。

レセプトのIT化は直接審査支払いと密接な関係がありますが、特にレセプトのIT化は、調剤薬局の方から進め、現在50%を超えておりますので、こういうところからオンライン化が進むようにしていきたいというのが基本的な考えです。

なお、保険者機能の強化の中には、例えば患者への情報提供等、エージェント機能の充実というようなこと、その他もろもろの現在の保険者機能の強化を妨げている要因を網羅的に当たって整理をしたいと考えております。

3番目の「医療のIT化の加速」ですが、電子化についてはやるやると言っていて、何年までには何%ということを行っているわけですが、これをオンライン化を原則としなさいということ去年言っているわけです。まず電子化は何年までに何%にします、そしてそれはオンライン化を原則とすると書きましたが、これは書いたところで、その年になってみると、決して進んでいないというのが今までの事例です。

したがって、今回は、どうしてもオンラインをこれこれの目標年次までに何%達成する、そのためにはどうしたらよいのかという、ハウ・トゥーという点に踏み込もうということで、やりましょう、やりますの話はもう卒業ということにしていきたいというのが一番のポイントです。

そのほか、医療材料の内外価格差の是正という問題も取り上げていく。アメリカの価格の10倍とか、7倍とか言われているものがあるわけですが、これは外国価格参照制度というものにより2倍までということが基準としてなっているわけですが、それが守られていない現実があるわけですし、この問題を本年は進めてまいりたいと考えております。

それから、医薬品政策とか、薬価政策の問題で、端的に言いますと、せっかくジェネリックというものが安くて、同じ効果を持っているにもかかわらず、その使用がなかなか促進されないという問題。それを阻害しているのは何だという点を考えて、その利用を促進するというを中心として、医療に関する医薬品政策とか、薬価制度の見直しをしていきたいと考えております。

また、先年から問題になっております一般小売店における薬の販売、医薬品を医薬品として売る一般小売店で薬剤師の常駐なしに売るという課題があるわけで、今年の8月にいよいよ結論が出てまいりますので、これが去年提言したように行われていくのかどうかということは注意項目として取り上げていきたいと考えております。

それから「中央社会保険医療協議会」、前回、大森座長にいろいろ注文を出させていただいたわけですが、この問題が間もなく決まるという段階になってまいりますので、これに対する注文を付けておきたいということです。

ポイントは、あのとき議論にもなりましたが、15ページを見ていただきますと、いわゆる団体推薦枠制の問題ですけれども、これについては団体推薦枠制は廃止すべきであるとし、公益委員については、これを過半数以上にして、公益委員の支援する支援組織を設立するなど、大幅に公益委員の権限・機能強化すべきと。このような方向性で問題をとらえていきたいと考えております。

更に、去年問題になった中で、厚生労働省とは合意したが、最後に目をつぶらせられたものも幾つかあるわけですし、それが医師の資格の更新制の問題であり、地域医療計画、これを反対したのは厚生省ではありませんけれども、急性期医療のいわゆる病床規制の廃止の問題。こういうような大きな問題というのが残っているわけでありますから、さっきの薬の問題もしかりでありますから、これらも問題の中に取り入れて考えていくということでもあります。

あと、混合診療につきましては、これは必要に応じて提言を行っていくという基本スタンスであって、とにかくスタートして、これからやっていくわけでありますから、それを我々は注意深く見守って、両大臣合意と、そしてそれに基づいて厚生労働省が行った制度設計というものの、そのとおりに行われ、そして目標とした、いわゆる混合診療というものが有意義にファンクションするかどうかというのは注意深く監視して、もしそうでない場合には注文を付けていくという問題かと考えております。

以上であります。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、教育分野、草刈総括主査お願いいたします。

草刈総括主査 教育分野のところですが、初めに申し上げたと思いますが、いろんな状況から考えて、義務教育というのを中心に置いて今年はやりましょうということで、今まで10回以上色々なヒアリングをやったり、委員の皆さんとかなり真面目に議論をしまして、ようやく、いわゆる今年の設計図というか、家と言えば骨格が見えてきたと、あるいはでき上がってきたという感じを持っております。

それで、1ページの1.というところの前に書いてありますが、今年について、やや具体的に言えば、5つのテーマでやっていこうと。「1.教育の質の向上・多様化に向けた免許・採用制度の見直し」「2.機関補助方式の抜本的な見直し」「3.多様な教育主体の参入の促進」「4.学校現場への権限委譲」「5.学校に関する情報開示、評価の徹底」という5つのテーマがあるわけですが、中間とりまとめ、つまり夏までは1.~3.までを重点的にやっていこうと。それから、4.5.も当然絡んでくる話なので、それについては夏以降、更に勉強して取り組んでいこうと、こういうのが骨格でございます。

書き方には、書き直した方がいい点もありますので、あらあらの書きぶりだと考えていただきたいと思います。

ちょっと御説明しますと「1.教員の質の向上・多様化に向けた免許・採用制度の見直し」と長々と書いてありますが、もう少しこれを具体的な施策というか、具体的な提案要求ということで言いますと、2ページ目の「(1)仮採用制(仮免許制)の導入」ということです。今、御存じのとおり、免許というのは所要の単位を取得すれば貰えるわけですね。教員養成系大学を出た人、それから普通の学校を出た我々みたいな人間にも免許をいとも簡単にいただけると。そういうのが、要するに受験資格になって採用すると。1年間、一応仮採用ということにはなっているんですが、現場の校長先生にみんな預けてしまうものだから、びびってしまって、その人たちがどんな人でも大体パスして通してしまうと、こういうのが現実なんです。

実は、これは今、中教審でも議論されているところで、いわゆる仮免許というか、仮採用というか、そういうのをはっきりさせて、採用して1年経ったところで、きちんとした評価をして、そこで不適格な者は落とそうと、こういう考え方も出ております。したがって、それをつかまえて、我々としてはそれを是非やるべきだと。

それから、評価のところでは校長先生一人に任せたりしないで第三者的な保護者だとか、あるいは地域だとか、あるいはいわゆる周辺教師、その辺も含めて、いわゆる評価体制をつくってやるべきだというのが、この趣旨でございます。

「(2)特別免許の取得要件の緩和」というのがありますが、これはいわゆる社会で豊富な経験を持った方が先生になりたいと思っても、とりわけ公立では免許がないとなかなか教員として採用にならないわけです。

特別免許というのは、簡単にという用語がありますが、割と簡単に取れるらしいですけれども、今は公立の場合は任命権者、これは教育委員会、それから私立の場合は雇用権者、これは学校法人の長になりますが、この辺の推薦に基づいて免許の授与者である都道

府県教育委員会の検定に合格して初めてこの免許をもらえるというわけで、もっと手続的に簡単にそういうものができるような特別免許にしていけば、いわゆる社会でいろんな経験を積んだ方が、本当に情熱を持って先生になる道が開けるという意味であります。

「(3) 教員養成専門大学院修了者の免許・採用における優遇の排除」ということで、御存じかと思いますが、教員の養成専門職大学というのを何とかしてつくりたいと文科省が思っていて、それを巡って中教審の下にワーキンググループというのを置いて、今、議論がなされていると。

それで、我々の立場としては、頭でっかちに幾ら勉強して、知識をきゅうきゅう詰め込んで2年間やるのであれば、いい先生なんかできないというのが、私らの考え方の基本なんです。しかし、そうでもないとおっしゃる先生もヒアリングをするといらっしゃると。だから、それはそれでやるんだったら構わないと。

だけど、その課程を修了した人が、いわゆる普通の教職課程を出て入ってくる人、あるいは途中から入ってくる人、その人たちとスタートの時点で、いわゆる差別を付けるのは絶対にやめてくれと。それはほかの人でもディスカレッジするし、そういう人たちが先生として非常に役に立つことは何にも、ノーギャランティーのままそういう差別をつくるのは、絶対にフェアじゃないからやめてくれということを強く言って、この前もいわゆる公開討論をやらせてもらったところでございます。これを強く訴えていこうということです。

それから、次が、ちょっと長々と書いてありますが、2. というところは、要するに予算配分における機関補助方式の抜本の見直しという意味で、要するに予算配分というのは、御存じのとおり、学級数と先生の数でもって予算を配分されていると。

ところが、ヨーロッパの主な国々を見ても、イギリスも含めて先生とか学級ではなくて、生徒1人に対して幾らという補助の形を取っている国が多い。。しかも、私立も含めて、公立も私立も全く同じ条件でイコールフットィングで補助を与えているというのが一般的な形になっている。日本のような形を取っていると、非常に問題が多い。

というのは、それを個人に切り替えると、どういうことが起こるかということ、学生さんがたくさん来ても困りますが、そこでは学校間で、どうしてもいい学校にしようとしないと子どもが集まらないから経営ができなくなってしまう。つぶれた学校が随分ヨーロッパではあるそうですが、どんどんそういう生徒を集める競争が起こる。そうすると、やはり自然に教育の質が上がっていくということにもなるだろう。だけど今のままだと、全く競争もなくて、のほほんとしていても小学校、中学校はそのまま存続できるという学校になっているので、基本的に公立をこういう形に変えるべきではないかと。

要するに、これはバウチャーという考え方そのものというか、バウチャーの考え方の応用だと考えたらいいと思いますので、そのようにやっていくべきではないか。

ただ、これはそう簡単に今年やりましようなんてなるわけでもない。やや中期的な課題としてとらえてもいいかなと思います。いずれにしてもそういう形にもっていくべきではないかというのが4ページの第1点目でございます。

2点目の「学校選択制の徹底」。これは、このような予算配分にすれば、学校選択の意欲というのも子どもたち、あるいは親御さんにも更に出てくるわけですが、しかし、これがなくても現実にも学校選択制というのはやっていいことにはなっている。ただ、なかなか意欲的に学校選択制に取り組んでいる地域というのではない。

例えば、品川区なんかはすでに導入済ですが、大田区とか、あるいは横浜市は導入を躊躇している等、そういう状況になっているわけで、やはり競争という観点、あるいはいい学校を選択できるという制度にすれば、学校側も一生懸命質を高めていこうという動きになるので、やはり学校選択制というのをもっと徹底すべきではないかということで、ここに書いてありますような具体的な制度を変えていく。今は、新入生の子どもたちに対して、ほとんど命令に近い、あなたはここの学校に行きなさいというのはあるんですけども、それをいわゆるリコメンデーションというか、どこへ行ってもいいけれども、ここがいいのではないかという程度にして、学校選択を自由にするような方向性を進めるべきではないかというのが2番目です。

3番目は、もう少し、これだけではちょっと弱いので、学校選択制をもうちょっと進めるための施策を、今、考えているということです。

「3.多様な教育主体の参入の促進」は、去年からずっと言っているわけでありまして、やはり先ほど申し上げた、予算配分方式を変えれば、私立というものがどんどん出てくる可能性がある。

御存じかどうか知りませんが、小学校の私立は日本には0.8%しかないんです。それから中学校は3%しかない。こんなのは誠に異常でありまして、いかに教育というものが官が支配しなければ気がすまないかという表われみたいな制度になっているということだと思つので、いわゆる予算配分を変えるということも含めて、私立も含めた多様な教育主体の参入というのは、我々としては推し進めていくべきだと思ひまして、ここに3つほど例を書いてあります。公設民営の実現というのも去年から引き続いてあったテーマであります。

最後の6ページですが「4.学校現場への権限移譲」と「5.学校に関する情報開示、評価の徹底」。これは実は、学校現場への権限移譲というと、極めてそのとおりなんですけれども、権限を移譲される側の校長先生に問題があるところもあるわけで、そんなところに変な権限を移譲しては困るよとか、教育委員会への権限についても、その辺のところをもう少し勉強しないと我々としては打ち出せないので、もう少し時間をもらってからやっといこうと、こんなふうに考えているところでございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、最後に農業・土地住宅分野、南場委員、それから菱沼企画官、お願いいたします。

南場委員 では、農業について私から説明させていただきます。

農業に関しては、農地と農協というフレームワークで検討しておりますが、これまでも

問題意識に関しては、八代先生が主査をされていた時代から極めて明確に記されていますので、今回は解決に向けた具体的な施策にどこまで入っていきけるかというところが勝負になると認識しています。

まず農地について。我々の主張は読んでいただいたとおりですが、転用をしっかりと防いだ上で、所有や賃借を自由化するというのが柱になっています。

実態は転用がずるずると進む中、株式会社の農地の所有が禁止されているなど、主体のたぐいによる所有や賃借の規制が存在するわけですが、逆に転用をしっかりと防いで、それで所有や賃借を自由化するべきと主張していきたいと思います。

転用を防ぐ施策は幾つかありますが、農地とそれ以外の土地の線引きを公正な手続によってはっきりさせ、明確化しましょうということがあります。

それから、転用の判断が今は個別申請に応じて都度判断が行われていますが、これをあらかじめ決定する、事前決定制を原則とするということが1つ。更に、現状は個別判断において、農業委員会が知事に転用の可否の意見書を出す極めて大きなパワーを持っていますが、これが農業者を中心に組成されているものですから、「明日は我が身」ということで、公正・厳正な判断が行われていないという問題が指摘されています。そういったことを改めるためにも、事前決定制に加えて、農業委員会の在り方をメンバー選定基準も含めて大幅に変えていかなければいけないという主張になっています。

それから、所有、賃借の自由化ですけれども、これは例えば株式会社に所有をさせると、もうからなければすぐに転用あるいは売り払ってしまうなどの理由で、主体による規制が存在するわけですが、むしろ転用をしっかりと防いだ上で、意欲能力、そして資力のある株式会社に所有をさせればよい。賃借のみではなく、所有を自由化するのが筋ではないでしょうかという主張です。

あとは、リース制度の全国展開が決定しましたが、この制度が実は非常に使いにくいと指摘されています。

例えば、耕作放棄地が中心であるとか、あるいは手続に時間がかかるとか、行政の単位によっていろいろ規定され、つまり市町村をまたがる農地の場合は、やたら手数料がかかるとか、予算期に合わせた申請をしないと時間がかかるなど、様々な問題があるようなので、これらを解消して新規参入を促すことも提案していきたいと思っております。

あとは、担い手への直接支払い制度ということなのですが、新基本計画で提示された直接支払い制度、これの対象となる担い手を真に意欲と能力と資力のある经营主体に明確に限定することを提案してまいりたいと思っています。

また、担い手の定義がかなりあいまいになっていますが、そこについては定義の明確化、定義の内容が資力を含めた能力のあるものという形に定義される方向に提案をしていきたいことも申し添えます。

次に、農協に関してですが、これも問題意識に関しては、八代先生が主査をされていた時代に極めて的確に指摘されている通り、農業経営コストの低減や、付加価値の向上につ

ながっていない農協の現状をどう解決するかについてです。これについては、合理化、効率化の徹底的推進と、農協の競合、即ち農協以外の多様なサービス提供主体育成とそれによる競争の喚起が主眼となっています。

そのために提案していることは、2つ柱があります。1つはガバナンスです。現状は合理化に向けて健全な牽制が働くような仕組みに到底なっていません。もう一つは、農協が金融事業も含め幅広い事業を手がけていることにより、経済事業の合理化につながりにくく、且つ農協以外のサービス主体とのイコールフットイングになっていないことを解決するために、農協組織の分離・分割を提唱します。もう一回言いますと、ガバナンスの強化と、事業単位での分離・分割が、2本の柱になっています。

ガバナンスに関して言うと、まず、事業部門別の区分経理を株式会社と同程度まで徹底することを義務づけていくことです。

特にわかりにくいのが配付コストの部分ですが、コストの配付のロジックも含めて、株式会社並みにしっかりとした区分経理を徹底するということです。

加えて、情報開示の対象が、現状は組合員のみになっていますが、準組合員など、員外利用者と言われる人がいかに多いかということは、もう御存じだと思います。そういった組合員以外の利用者への情報開示というのも徹底していくことを盛り込む予定です。

あと、最も重要なのが監査を第三者によって実施するべきであるという主張だと思いません。

現状の農協中央会による監査は、内部の監査ですから、外部の第三者による監査を求めて参りたいと思います。

次いで、広範な事業を営むことによる問題に関しては、抜本的に組織分割も視野に入れて提案していきたい。これにより、経済事業の合理化を迫り、競争相手とのイコールフットイングを達成することを目指すもので、非常に重要なポイントになってくると思います。

少なくとも金融事業と経済事業は分割、再編するということまで踏み込んで提案できればと思っています。

あと、各論ですけれども、全農等の上部組織に関しても独禁法の適用除外となっているのは不適切ではないかという点、更に新規参入を促進するためのもろもろの対応を記しています。たとえば農協以外のサービス主体の参入が、いろんな形で妨害されているという事実があるようですが、そういう事実を速やかに取り上げて、厳正に対処していくような仕組みも整えるべきではないかというポイントも含めています。

以上です。

菱沼企画官 黒川主査分、土地住宅分野についてです。

用途地域内の建築物の用途規制の見直しということで、建築基準法第48条の別表2の在り方についての検討とともに、求められる性能に基づく合理的な用途規制方策の在り方等について具体的に検討を進める必要がございます。

具体的施策の内容につきましては、7月5日の国土交通省とのヒアリングを踏まえて詰めていくということにさせていただきます。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。少し時間が延びましたが、これですべての御説明をいただきましたので、意見交換を御自由にお願ひしたいと思ひます。

どうぞ、八代総括主査。

八代総括主査 データ的な話ですけれども、今、この各論まで細かくやっているんですが、それと夏以降の最終答申までの議論との関係というのが、ちょっとよくわからなくなってきました。昨年は現段階はかなり横断的なものだけやって、夏以降は各論と、非常に明確だったんですが、今回は両方やっておりますので、「市場化テスト」のように継続案件はいいんですが、それ以外のものは夏以降何をするのかなのというのが、実は昨日の少子化ワーキンググループでちょっと出てきまして、やはりそこは何らかの仕分けをしないといけないのではないかと思います。

例えば、先ほど聞いておりました教育では義務教育をこれまで集中してやっておられているわけなんですけど、秋以降はもう少し従来型の高等教育とか、おっしゃった教育委員会の問題とか、何かテーマを分けて重点をやるとか。

それから、私の分野ですと、雇用問題を少子化の中にある程度入れているんですが、どうも少子化と関係のない雇用問題もかなりあるわけで、その意味ではちょっと整理して、秋以降、例えば雇用というのを独立の方に分けて議論するというのも考えております。

また、これはこの会議全体の方針だと思いますが、とにかく少しずつ取っていくと、前日も言われたんですが、結論を出さなければ意味がないという御意見があつて、それは非常に大事だと思うんですが、雇用の分野では、今、新しい制度改革というか、例えば雇用契約法という全く新しい考え方の議論が厚生労働省で進められている。この結論は大分先なわけで、再来年の通常国会を目指してやっているんですが、動いている過程だからこそ、規制改革会議が影響を及ぼす余地も大きいわけですが、そのときに、例えば今年までに結論を出せといつても、それは無理な話であつて、検討をしろという形で規制改革会議が今進行中の制度改革に影響を与えるという余地は非常に大きいのではないかと。

、例えば賃金と労働時間というのは一体的に法律の中に書かなければいけないので、例えば賃金だけや、労働時間だけ個別に先に結論を出せといつても、それは無理な話なので、その意味では既にでき上がっている規制については少しずつ取っていくって結論を出せというのはいいと思うんですが、今、動いているものについては、やはり検討という形でできるだけ影響を与えていく。そういう問題意識によって、こちらの提案の仕方も多様な形で認めていただければと思っております。

以上のようなことについて、ほかのワーキンググループの御意見も伺いたいと思っております。宮内議長 どうぞ福井専門委員。

福井専門委員 私も同感でございます。似たような話が、先ほど草刈主査からもお話の

あった専門職大学院構想でありまして、既にでき上がっている規制についていろいろ改善提案をして実現していくというのは、確かに大変なエネルギーと時間を要することであることは間違いのないわけですが、これからはなされようとしている悪しき規制に該当するかもしれないものに対して規制会議として一定の方向を示して、より望ましい方向での枠を与えということも重要な使命ではないかと思えます。そういった意味でほかにも雇用労働、教育を始めいろんな分野にあると思えますが、これからはなされようとしているものについては、なされたものを変更するよりも容易に阻止できるわけですから、その意味での活動についても十分に行っていくということは大変意義があると思えます。

宮内議長 どうぞ。

鈴木議長代理 そちらがやっているのに対して意見を早く言っておいた方が特ではないかと、私も全く賛成で、それに全く異議はない。異議はないが、夏までは何をするのの議論に対してですけれども、これは中間とりまとめまでの段階に落城ができるものは幾つかはあるでしょうけれども、今、お話を聞いたほとんどのものについて私は落城を得ることは無理だろうと思えます。

ですから、要するにそれまでの間にお互い様の意見というものは、我々はこういうスタンスで秋場以降臨みますよと、それに対してあなた方は、もし文句があるならば、それはそこで掲げてあげましょうと、これは去年の中間とりまとめでもそういうスタンスだったんです。

というので、言ってみたら宣戦布告状みたいなものであって、これは歴史的に見ると、行革委員会時代というのは、中間とりまとめではなくて、論点公開という形で厚い文のものを出示して、それは片やの方に我が方の主張を書き、片やの方に反対する側の主張を書くと、かなり分厚いものですが、それを詳細に書いて、夏場前にそれを出して、そして秋場で議論をするということでしたから、さっき挙げられた全部のものが夏場までに解決してしまって、更に次の問題を探せというのは、そんなすばらしいスピードでやれたら、これは仕事のし過ぎという感じが私はしますから、そんなところではないかと思えます。

宮内議長 どうぞ。

草刈総括主査 今のお話は、全く鈴木さんと私は同じ考え方なんですけれども、教育という一つの例をさっき八代先生はお挙げになりましたけれども、5つか6つ具体的な提案を出していますが、そのうち、この1か月の間にある程度目途がつきそうかなというのは1つか、2つぐらいしかないんですね。にもかかわらず、中期的な課題というのは宣戦布告しなければいけないわけですから、それをやっておきながら、さっき教育委員会か何かのものは後半にするといったのは、5つぱっとやるところまでまだ時間的には無理だろうと。それから勉強も足りないと。

したがって、最初の3つの具体的な提案をぶつけながらやっていって、勿論取れるものは取るけれども、それも当然継続的な戦いになるでしょうと。

それに加えて、それに関連する、例えば教育委員会の問題というのは必ず出てくるわけだから、それをフォローアップして1年間で何とかしようと。

それから、もっと中期的に言うと、バウチャー問題というのが前からあるわけで、これは余りバウチャー、バウチャーと書いていないんですが、実はバウチャーについては、要するに文科省の方も某シンクタンクに依頼して、我々の方も色々と調べている最中なのです。

したがって、そこでは、更に来年に向けてのもう一つのチャレンジテーマというのが必ず出てくるわけで、さっき言った義務教育のところの子ども一人ずつに対する教育補助というのも一つの形ではありますけれども、そうではなくて、高等教育におけるバウチャーというのが一つの大きなテーマだと思うので、それはむしろ今年の秋が来年になってしまうという意味で、2年含みでやるべきものもあると理解しているので、今、鈴木先生がおっしゃったものと全く同感で取れないものを、ではさよならといって捨てるのでは何をやっているんだかわからないから、それを継続的に秋から冬にかけてタイムリミットまでやっていきたいと思います。それとプラスでできるものは追加していくというのが私の考え方で、その辺は安念先生と福井先生、何か勘違いありませんかね。

安念専門委員 いや、全くおっしゃるとおりです。

福井専門委員 おっしゃるとおりだと思います。

鈴木議長代理 しかし、もし決まるものがあつたんだつたら、それはないわけではないんです。そのものの軽重から余り対したことはないからまとめてでもいいやというものだったつたら何も12月に送ってもいいけれども、もし決まって、これが早く実行に移した方がいいというものがあつたら、それを書かれるというのは当然のことです。

宮内議長 あとはよろしゅうございましょうか。今、これから私が申し上げようと思つたことを全部おっしゃっていただきましたので、まとまつたのかなと思うんですけれども、中間とりまとめというのは、前半の一つの山でございまして、「市場化テスト」あるいは官製市場という非常に大きな幹の部分と、それから横断的、重点的なものと、個別の重点的なものということで、大きなものをどこまでまとめていただけるかなということ、7月末を目標にできるだけ取れるものは、この山のところで頑張つていただきたいと。全部12月末で決着しようとする、はつきり申し上げまして、取れるものは少ないのではないかと思います。

したがいまして、中間とりまとめというもので全部取れることはございませんけれども、現実的に成果を得られるものは、できる限り合意を目指していただきたいと。

一方、低いレベルで合意していただいたのでは意味がないわけでございますから、我々の主張が通らないという場合のときには、安易に妥協しないで、次は年末の答申に向けて、引き続き各省庁と考え方のすり合わせをする。そういう意味で問題意識等について、主張が通らない場合にはしっかりした書き込みを行つていくと、そういう二段構えということだろつと思つます。

特に後半に入りますと、重点と取り上げていなかったその他の問題も、非常に多く出てまいりますので、そういう意味では年末に向けて取り組む問題の数は非常に多くなるんだろうと思います。

したがって、7月末まで、あと一月の中でとりまとめできるようなものについては、更に御努力をいただく。ここに中間とりまとめの素案ということになっておりますけれども、素案のボールを低いところでやりとりすることなく、高い水準でやっていただき、また、できないものは妥協せずに引き続き行くということで、引き続き御尽力をお願いしたいと思っております。

そんなことで問題意識といたしまして、よろしゅうございましょうか。中間とりまとめは、当面のスケジュール感を持ちながらの7月の山ということで御了解いただければと思います。

そういう意味で、本日のお話をお聞きしております、まだ大変濃淡もございまして、ペンディングのところも大変多いということでございまして、まだ一月あれば、相当やる余地があるなというのが感想でございます。よろしく願い申し上げたいと思います。あと、この問題につきまして、後ほど申し上げますけれども、今回は14日を予定しております、またそれまでの進捗状況を次回にお話をお伺いして議論するという予定をしております。

それでは、次に入らせていただきます。

規制改革・民間開放集中受付月間でございます。これにつきましては、6月1日から30日にかけて受付が行われまして、実は今朝の閣議後の記者会見で、村上大臣から受付件数等の状況が報告されているとお伺いしております。

これに関して資料が配付されております。大変御苦勞なお仕事をいただいておりますが、志太委員から現状につきまして御報告をちょうだいできればと思います。

志太委員 御報告いたします。お手元の受付状況を整理した資料をごらんいただきたいと存じます。

6月1日から昨日までの1か月間を特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間といたしまして、特区や地域再生の支援処置の提案と同時に、全国で実施すべき規制改革及び「市場化テスト」を含む民間開放の要望を募集しましたところ、973件の要望が寄せられました。

まず、規制改革要望ですが、103の主体から、延べ734件の要望がありました。また「市場化テスト」を含む民間開放としては、42の主体から延べ239件の要望が寄せられました。

このうち「市場化テスト」を実施してもらいたいという要望は130件にも上がっております。

具体的な要望の例としては、規制改革要望としてETC、これは有料道路自動料金収受システムの設備を駐車場などの施設でも利用できるように規制緩和していただきたいということが出ておりました。

次には、日本企業と外国企業が共同研究開発などを行う場合に、その外国企業に所属する外国人を円滑に受け入れるための在任資格の整備などの要望がございました。

また「市場化テスト」を含む民間開放要望としては、社会保険事務所や公共職業安定所につきまして、事務所の業務を包括的に「市場化テスト」の対象にしてくれというようなこともありました。

また、次には独立行政法人の業務について「市場化テスト」を実施することというようなこともございました。

また、3つ目には年金保険料等の公金をクレジットカードにより支払い徴収や回収業務を民間に開放するようということもございました。このようなものについては、多数の提案がございました。

以上、昨日締め切りました集中受付月間の要望受付状況でございますが、昨日はそれぞれ職員の方々は徹夜をするようにしてまとめていただきまして、急な報告でございましたので、個々の要望の内容につきましては、もう少し詳細につきましては改めて報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。大変詳細な作業をありがとうございました。これは、いつものとおりでございますが、各ワーキンググループにおきまして、要望実現に向けて積極的に御協力いただくということをお願いしたいと思っております。

それでは、最後に先日閣議決定されました骨太の方針 2005 につきまして、事務局より御報告をちょうだいしたいと思います。

井上参事官 時間を超過しておりますので、簡単に申し上げますが、お手元に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 について」というペーパーをお配りしてございます。これは、いわゆる骨太方針と言われているもので、去る 6 月 21 日に閣議決定をされまして、今回の内容は構造改革の重点強化期間ということで、平成 17 年度、18 年度に政府として実施する施策を中心にまとめたものでございます。

内容は省略させていただきますけれども、この中で「市場化テスト」、それから規制改革民間開放については、項も立って記載がありますのと同時に、それ以外の例えば教育とか、医療とか、外国人とか、それぞれの部門についての施策を書いた部分につきましても、規制改革に関連する事項が盛り込まれてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。少し時間が超過しましたが、他に何かございますでしょうか。

特にございませんでしたら、本日はこれで終わらせていただきまして、次回は 7 月 14 日 2 時から 3 時半までということで、本日に引き続きこれから 2 週間の成果につきまして御報告をいただくということになるかと思います。たっぷり時間がございますので、御努

力のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それから、一番最初に申し上げましたように、資料は回収させていただきたいと思ひます。

本日の模様につきましては、これから記者会見をさせていただくということでございませう。

以上をもって終わらせていただきます。ありがとうございます。